

令和元年

第2回市議会定例会 議案第12号

函館市学校給食共同調理場条例の一部改正について

函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月20日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

函館市学校給食共同調理場条例（昭和48年函館市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「函館市巴中学校親子学校給食共同調理場 函館市的場町12番7号」を  
「函館市巴中学校親子学校給食共同調理場 函館市的場町12番7号  
函館市深堀中学校親子学校給食共同調理場 函館市深堀町28番1号」

改める。

別表中

「

函館市巴中学校親子学校給食共同調理場	函館市立巴中学校 函館市立青柳中学校 函館市立五稜郭中学校
--------------------	-------------------------------------

」を

「

函館市巴中学校親子学校給食共同調理場	函館市立巴中学校 函館市立青柳中学校 函館市立五稜郭中学校
函館市深堀中学校親子学校給食共同調理場	函館市立深堀中学校 函館市立湯川中学校

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

深堀中学校に親子学校給食共同調理場を設置するため